



老高発0930第1号  
老老発0930第1号  
平成22年9月30日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年三月八日老企第四十号）」の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
  
- 2 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第43号）」の一部改正  
別紙2のとおり改正する。
  
- 3 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第44号）」の一部改正  
別紙3のとおり改正する。
  
- 4 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第45号）」の一部改正  
別紙4のとおり改正する。
  
- 5 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成十八年三月三十一日老計発 0331004号・老振発第 0331004号・老老発第 0331017号）」の一部改正  
別紙5のとおり改正する。

改正後	現行
<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 3 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、準個室としては認められないものである。 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p>	<p>第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 3 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニット型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ ユニット型個室 床面積は、二三・二平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすること。 ここで「標準とする」とは、二三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前期の趣旨を損なわない範囲で、二三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。 なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>ロ ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているといえず、準個室としては認められないものである。 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としていることについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成十八年三月三十一日老計発〇三三〇〇四；老振発〇三三〇〇四・老老発〇三三〇一七）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

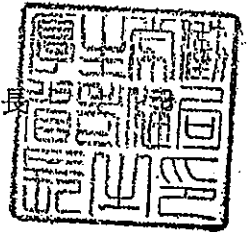
改正後	新旧
<p>第三 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件（基準第百六十条） ④ 居室（第一号イ） ニ 居室の床面積等 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に<u>二人部屋と</u>するときは<u>二一・三平方メートル以上と</u>すること。 (ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>	<p>第三 地域密着型サービス 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件（基準第百六十条） ④ 居室（第一号イ） ニ 居室の床面積等 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 (イ) ユニット型個室 床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすること。 (ロ) ユニット型準個室 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p>
<p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったりカーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室とは認められないものである。 入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に<u>二人部屋と</u>するときは<u>二一・三平方メートル以上と</u>すること。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p>	<p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったりカーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室とは認められないものである。 なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p>



老発0930第2号  
平成22年9月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

今般、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおりに改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

改正後	現行
<p>第五 ユニット型特別養護老人ホーム</p> <p>4 設備の基準（基準第三十五条）</p> <p>(5) 居室（第一号イ）</p> <p>⑤ 居室の床面積等</p> <p>ユニット型特別養護老人ホームでは、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆箆などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニット個室</p> <p>床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上とすること</p> <p>ロ ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上とすること。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p>	<p>第五 ユニット型特別養護老人ホーム</p> <p>4 設備の基準（基準第三十五条）</p> <p>(5) 居室（第一号イ）</p> <p>⑤ 居室の床面積等</p> <p>ユニット型特別養護老人ホームでは、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆箆などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニット個室</p> <p>床面積は、一三・二平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。</p> <p>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。</p> <p>なお、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>ロ ユニット型準個室</p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室とは認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準としていることについては、二・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別な事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で二・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p>

## 一部ユニット型特別養護老人ホーム等の廃止に伴う 省令・告示改正について

平成22年11月  
厚生労働省老健局

### 1. 改正の趣旨

平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、特別養護老人ホーム等に係る一部ユニット型施設・事業所(※)に係る規定の整理・明確化を図るため、関係省令・告示の改正を行う。

※ 施設の一部において、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる類型(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第43条等)

### 2. 改正の内容

#### (1) 施設類型上の取扱い

以下のサービス類型における一部ユニット型施設・事業所を廃止する。

- ・特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和33年法律第133号)第20条の5)
- ・短期入所生活介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第9項)
- ・短期入所療養介護(介護保険法第8条第10項)
- ・地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第8条第20項)
- ・介護老人福祉施設(介護保険法第8条第24項)
- ・介護老人保健施設(介護保険法第8条第25項)
- ・介護療養型医療施設(介護保険法第8条第26項)

#### (2) ユニット型と従来型の併設施設・事業所におけるケアの分離の原則

当面、ユニット型(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第3章に規定するユニット型特別養護老人ホーム等をいう。以下同じ。)と従来型個室又は多床室(以下「従来型」という。)を併設した施設については、ユニット型部分と従来型部分のそれぞれで適切なケアが行われるよう、別施設・事業所として指定又は許可を行う。

#### (3) 人員に関する基準

##### ① 介護職員及び看護職員について

ユニット型と従来型を併設した施設・事業所について、ユニット型部分の介護職員と従来型部分の介護職員との兼務を認めないこととする。

ユニット型介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム(地域密着型施設を含む。)と従来型介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム(地域密着型施設を含む。)を併設した施設について、ユニット型施設において介護職員と同様にケアを行う看護職員については、兼務を認めないこととする。

##### ② それ以外の従業者について

入所者の処遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。

(4) 設備に関する基準

居室（療養室、病室）、共同生活室、洗面設備及び便所を除き、ユニット型施設・事業所部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型・従来型での併用を認める。

(5) その他所要の改正を行う。

3. 改正対象省令・告示

- 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）

4. スケジュール

- 公布の日から施行する。
- ただし、既存の一部ユニット型施設・事業所については、必要な経過措置を設けることとする。



# ユニット型及びユニット型以外の施設の併設に係る基準省令等の改正について

## ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

### ○経緯

平成22年9月21日に介護給付費分科会においてとりまとめられた「一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ」を受け、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設施設について、一部ユニット型施設に係る規定を廃止し、それに伴い、人員及び設備に関する基準の改正を行う。（パブリックコメントを12月17日まで実施。）

### ○改正内容

- ・ 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ・ これにより、現在一部ユニット型施設という類型で1つの施設として運営されている施設が、ユニット型の部分とユニット型以外の部分で別の施設に分かれることとなる。
- ・ 別々の施設にあっては、職員はそれぞれの施設の職務に従事することが基本であり、他の施設において同時に勤務することは通常考えにくい。旧一部ユニット型施設に勤務する職員については、入所者の処遇に支障がない範囲において、分離した施設の双方において職務に従事する勤務体制を可能とする。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第6条（職員の専従）

特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- ・ また、設備基準については、従来一部ユニット型施設であった施設において、入所者の処遇に支障がない範囲において、ユニット型施設とそれ以外の施設の双方で設備の共用を可能とする。

### ○対象施設

- ・ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護

## ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

### ○特別養護老人ホーム

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ユニット型特別養護老人ホームと、ユニット型以外の特別養護老人ホームを併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

#### 人員に関する基準

- ・ 施設長、管理者、医師、看護職員（介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員を除く）、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する特別養護老人ホームの入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員及び介護職員と同様にユニットケアを行う看護職員（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号に配置規定のある看護職員）は、上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

（参考）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（省令）第40条第2項第1号

風間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

#### 設備に関する基準

- ・ 居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。
- 施行期日及び経過措置
  - ・ 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
  - ・ 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の認可・指定の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として認可・指定を行うこととする。
  - ・ 平成15年4月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として認可・指定を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく認可・指定を行うこととする。
  - ・ また、特別養護老人ホームについて、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

## ユニット型とユニット型以外の施設の併設に係る省令改正について

### ○介護老人保健施設

- 一部ユニット型施設に係る規定を省令から削除する。
- ユニット型介護老人保健施設と、ユニット型以外の介護老人保健施設を併設する場合、人員配置基準及び設備基準については以下のとおりとする。

#### 人員に関する基準

- ・ 管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者については、入所者の処遇に支障のない場合、併設する介護老人保健施設の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制も可能とする。

※ 介護職員は上の例外規定の対象ではなく、従って原則通り併設施設の入所者に対してサービス提供を行う勤務体制は認められない。

#### 設備に関する基準

- ・ 療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びユニット型以外の施設の入所者へのサービス提供に支障がない場合、一の設備をもって、ユニット型施設及びユニット型以外の施設の共通の設備とすることができる。

#### ○施行期日及び経過措置

- ・ 介護給付費分科会の答申をいただいた後、所定の手続に従い公布・同日施行
- ・ 公布日に現に存在する一部ユニット型施設（増改築中も含む）については、平成23年4月1日以降の許可の更新の際に、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として許可を行うこととする。
- ・ 平成17年10月2日以降に新設され、一部ユニット型施設として許可を受けたものについては、ユニット型部分とユニット型以外の部分について、それぞれ別施設として遅滞なく許可を行うこととする。

### ○その他の施設等

- 介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護についても所要の改正を行う。

## 参考 一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ（抜粋）

### 3. 一部ユニット型に係る規定の整理について

以上の点を踏まえ、ユニット型施設とユニット型施設以外の施設（以下、「従来型施設」という。）の併設施設の取扱いは、以下の通りとする。

#### (1) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設について

##### ① 施設類型上の取扱い

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に規定される一部ユニット型介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に規定される一部ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定される一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を廃止し、省令及びその解釈通知から削除する。

##### ② ユニット型施設と従来型施設の併設施設についてのケアの分離の原則

当面、地方公共団体が地域の実情に応じてやむを得ずユニット型施設と従来型施設を併設した施設については、ユニット型施設部分と従来型施設部分のそれぞれで適切なケアが行われるよう、別施設として指定を行うこととし、入所者のケアはそれぞれの施設の介護職員により別々に行われることとなる。

##### ③ 人員に関する基準

###### (i) 介護職員及び看護職員について

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設の介護職員については、併設された従来型施設の介護職員との兼務を認めない。

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設において介護職員と同様にケアを行う看護職員については、兼務を認めない。

###### (ii) 施設長、管理者、医師、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、機能訓練指導員、調理員及び事務員その他の従業者について

上記(i)の各従業者については、ユニット型施設の入居者及び併設された従来型施設の入所者の処遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。

##### ④ 設備に関する基準

施設の設備については、居室、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設・従来型施設の併用を認めることとする。

##### ⑤ 附則（施行期日及び経過措置等）

新設される施設については、平成22年11月から12月に予定される省令改正の公布・施行の日より、新基準が適用されることとなる。

国の解釈通知に沿って指定が行われ、報酬が支払われていた一部ユニット型施設については、平成23年4月（予定）以降の指定更新の際に、ユニット型施設部分と従来型施設部分をそれぞれ別施設として、順次指定の変更を行うこととする。

国の解釈通知に反して平成15年4月2日以降に一部ユニット型施設として新設・指定され、ユニット部分にユニット型介護福祉施設サービス費が支払われていた施設については、平成23年3月末（予定）までに、新たな基準に基づき、ユニット型施設部分と従来型施設部分をそれぞれ別施設として指定することとする。

また、ユニット型施設及び従来型施設それぞれの施設整備状況の検証結果を踏まえ、必要があればその後の対応を検討することとする。

##### ⑥ 以上について、省令に明記する。

## 参考 一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ（抜粋）

#### (2) 介護老人保健施設等

##### ① 施設類型上の取扱い

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）等に規定される一部ユニット型介護老人保健施設等を廃止し、省令及びその解釈通知から削除する。

##### ② ユニット型施設と従来型施設の併設施設についてのケアの分離の原則

指定介護老人福祉施設と同様の取扱いとする。

##### ③ 人員配置基準

###### (i) 介護職員について

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設のうち、ユニット型施設の介護職員については、併設された従来型施設の介護職員との兼務を認めない。

###### (ii) 管理者、医師、看護職員、薬剤師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者について

上記(i)の従業者については、ユニット型施設の入居者及び併設された従来型施設の入所者の処遇に支障がない場合、兼務を認めることとする。

##### ④ 設備基準

施設の設備については、療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、ユニット型施設の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設部分・従来型施設部分の併用を認めることとする。

##### ⑤ 施行期日及び経過措置について

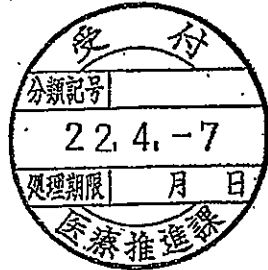
指定介護老人福祉施設と同様の取扱いとする。

##### ⑥ 以上について、省令に明記する。

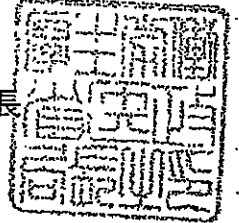


医政発0401第1.7号  
平成22年4月1日

岡山県知事 殿



厚生労働省医政局長



特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて

近年、医療の処置が必要な要介護者が増加しており、特別養護老人ホームにおいて、高齢化や要介護度の重度化に伴い医療的ケアを必要とする入所者が増加している。一方、特別養護老人ホームは医療提供を主目的とした施設ではないため、看護職員の配置等の医療提供体制が十分ではなく、たんの吸引や経管栄養が必要となる要介護者の入所が難しい、又は入所可能な人数を一定程度に止めざるを得ない施設もあるといった状況にある。

このため、厚生労働省では、平成21年2月から「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」（座長：樋口範雄東京大学大学院法学政治学研究科教授。以下「検討会」という。）を開催し、特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携・協働による医療的ケアの在り方について検討を行ってきた。その中で、特別養護老人ホームにおける医療的ケアのうち、鼻腔内のたんの吸引や経鼻経管栄養などに比べて医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性の程度が低く、かつ、看護職員が手薄な夜間において行われる頻度が高いと考えられる口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く。）（以下「口腔内のたんの吸引等」という。）について、医師・看護職員との連携の下で介護職員が試行的に行う「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業」（以下「モデル事業」という。）を、平成21年9月から全国各地の特別養護老人ホームにおいて実施した。このほど検討会において、モデル事業の検証結果も踏まえ、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する取りまとめ」（平成22年3月31日）（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

報告書では、今後も口腔内のたんの吸引等が必要な高齢者が増加する中で、本来、特別養護老人ホームにおける看護職員の適正な配置を進めるべきであるが、特に夜間において口腔内のたんの吸引等のすべてを担当できるだけの看護職員の配置を短期間のうちに行うことは困難であると考えられることから、医師・看護職員と介護職員とが連携・協働して実施したモデル事業の結果を踏まえ、口腔内のたんの吸引等について、モデル事業の方式

を特別養護老人ホーム全体に許容することは、医療安全が確保されるような一定の条件の下では、やむを得ないものと整理されている。

厚生労働省としては、報告書を踏まえ、介護職員による口腔内のたんの吸引等を特別養護老人ホーム全体に許容することは、下記の条件の下では、やむを得ないものとする。

貴職におかれては、報告書の趣旨を御了知の上、関係部局間の連携を密にし、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知するとともに、たんの吸引等を必要とする者に対する療養環境の整備や相談支援等について御協力願いたい。

また、報告書において、厚生労働省は、研修体制の整備や、特別養護老人ホームにおける口腔内のたんの吸引等の実施状況や看護職員の配置等の状況を継続的に把握を行い適切に対応することが必要とも言及されており、御留意の上、併せて御協力願いたい。

## 記

### I 口腔内のたんの吸引等の標準的手順と、医師・看護職員・介護職員との役割分担

#### 1 口腔内のたんの吸引

##### 標準的な手順

① 入所者について、入所時及び状態が変化した時点において、

(i) 口腔内のたんの吸引を、看護職員(※1)のみで実施すべきか、看護職員と介護職員とで協働して実施できるか、

(ii) 当該入所者について口腔内のたんの吸引を実施する介護職員について、看護職員との連携の下、配置医が承認する。

② 毎朝又は当該日の第1回目の吸引実施時において、看護職員は、入所者の口腔内及び全身の状態を観察し、看護職員と介護職員の協働による実施が可能かどうか等を確認する。

③ 当該日の第2回目以降の実施については、①で承認された介護職員は、口腔内を観察した後、たんの吸引を実施するとともに、実施後に入所者の状態を観察する。吸引実施時には、以下の点に留意する。

- ・ 深く入りすぎないようにあらかじめチューブを挿入する長さを決めておく。
- ・ 適切な吸引圧で、吸引チューブを不潔にしないように、吸引する。
- ・ 吸引時間が長くないようにするとともに、続けて吸引を実施する場合には、間隔を空けて実施する。

#### 2 胃ろうによる経管栄養

##### (1) 標準的な手順

① 入所者について、入所時及び状態が変化した時点において、

(i) 胃ろうによる経管栄養を、看護職員のみで実施すべきか、看護職員と介護職員とで協働して実施できるか、

(ii) 当該入所者について胃ろうによる経管栄養を実施する介護職員について、看護職員との連携の下、配置医が承認する。

- ② 毎朝又は当該日の第1回目の実施時において、看護職員は、胃ろうの状態（び爛や肉芽や胃の状態など）を観察し、看護職員と介護職員の協働による実施が可能かどうか等を確認する。
- ③ 看護職員は、チューブ等を胃ろうに接続し、注入を開始する。
- ④ 介護職員は、楽な体位を保持できるように姿勢の介助や見守りを行う。
- ⑤ 介護職員は、注入終了後、微温湯を注入し、チューブ内の栄養を流し込むとともに、食後しばらく対象入所者の状態を観察する。

## (2) 介護職員と看護職員との役割分担

- ① 胃ろうの状態に問題のないことの確認、
- ② 栄養チューブ等と胃ろうとの接続、
- ③ 注入開始（注入速度の設定及び開始時における胃腸の調子の確認を含む。）は看護職員が行うことが適当である。

## II 介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施する上で必要であると考えられる条件

### 1 入所者の同意

- ① 入所者（入所者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、口腔内のたんの吸引等の実施について特別養護老人ホームに依頼し、当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、当該施設の介護職員が当該行為を行うことについて書面により同意していること。

### 2 医療関係者による的確な医学管理

- ② 配置医から看護職員に対し、書面による必要な指示があること。
- ③ 看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が連携・協働して実施を進めること。
- ④ 配置医、看護職員及び介護職員の参加の下、口腔内のたんの吸引等が必要な入所者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

### 3 口腔内のたんの吸引等の水準の確保

- ⑤ 施設内で看護師が研修・指導を行う等により、看護職員及び実施に当たる介護職員が必要な知識・技術に関する研修を受けていること。（※2）
- ⑥ 口腔内のたんの吸引等については、承認された介護職員が承認された行為について行うこと。
- ⑦ 当該入所者に関する口腔内のたんの吸引等について、配置医、看護職員及び介護職員の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

### 4 施設における体制整備

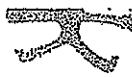
- ⑧ 施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる施設内委員会が設置されていること。
- ⑨ 看護職員が適正に配置され、入所者に対する個別の口腔内のたんの吸引等に関与するだけでなく、看護師による介護職員への施設内研修・技術指導など、施設内の体制整備に看護職員が関与することが確保されていること。

- ⑩ 実施に当たっては、非医療関係者である介護職員が口腔内のたんの吸引等を行うことにかんがみ、施設長は介護職員の希望等を踏まえるなど十分な理解を得るようにすること。
  - ⑪ 入所者の健康状態について、施設長、配置医、主治医（別途主治医がいる場合に限る。）、看護職員、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。同時にそれぞれの責任分担が明確化されていること。
  - ⑫ 特別養護老人ホームにおいて行われる口腔内のたんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備され、適宜更新されていること。
  - ⑬ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
  - ⑭ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医、看護職員、介護職員等の参加の下で、定期的な実施体制の評価、検証を行うこと。
  - ⑮ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医・看護職員との連絡体制が構築されていること。
  - ⑯ 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。
- 5 地域における体制整備
- ⑰ 医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

---

(※1) 特別養護老人ホームにおける業務にかんがみ、特別養護老人ホームでの高齢者の看護に経験を有する看護師が配置されていることが望ましい（介護老人保健施設その他の高齢者施設、訪問看護事業所又は医療機関も含め、高齢者の看護に十分な知識・経験のある保健師、助産師、看護師及び准看護師を含む。）。

(※2) 介護職員に対する研修については、介護職員の経験等も考慮して柔軟に行って差し支えないものの、モデル事業においては、12時間の研修を受けた看護師が、施設内で14時間の研修を行ったところであり、入所者の安全を図るため、原則として同等の知識・技能に関する研修であることが必要である。



老高発0401第1号  
平成22年4月1日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（通知）

このたび、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する取りまとめ」（平成22年3月31日）が取りまとめられたことを受け、医政局長から各都道府県知事宛に、別添のとおり通知が発出されたところである。

同通知において、医療安全が確保されるような一定の条件が示されるとともに、当該条件が満たされれば、介護職員によるたんの吸引等を特別養護老人ホーム全体に許容することはやむを得ないとの整理が示されたところである。

また、特別養護老人ホームにおいて医師・看護職員との連携の下、介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施するに当たっては、上記取りまとめにおいて、施設内の研修・連携体制等についてのモデルが十分に確立している状況とは言えず、当面の間は、実施状況の検証やガイドラインの作成に加え、施設内研修を行う看護師に対する研修や都道府県単位での定期的な研修の実施などの研修体制の整備について、厚生労働省や関係団体の取組が求められている。

貴職におかれては、本件について御了知の上、衛生主管部局との連携を図り、口腔内のたんの吸引等が安全に行われるため、都道府県単位での研修などの取り組みについてご配慮願いたい。





各特別養護老人ホーム 施設長 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課

「看護職員と介護職員によるケア連携協働のための研修」について

老人福祉の向上について、平素から御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省医政局長から、平成22年4月1日付け、医政発0401第17号により「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱について」が発出され、この中で、「介護職員による口腔内のたんの吸引等を特別養護老人ホーム全体に許容することは、下記の条件の下では、やむを得ないものとする。」とされたことは既に御承知のことと存じます。本通知において、施設内で介護職員がたんの吸引等を実施するためには、看護職員及び実施にあたる介護職員が必要な知識・技術に関する研修を受けていることが要件とされ、入所者の安全を図るため、原則として国が昨年度実施した「モデル事業」と同等の知識・技術に関する研修であることが求められているところです。

この度、標記研修について、主催する岡山県老人福祉施設協議会から各特別養護老人ホームあてに別添のとおり受講の案内があったことと思っておりますが、この研修は、国が介護職員を指導できる看護師を養成するべく日本能率協会総合研究所へ委託実施した研修を受講した看護師が講師となって開催されるもので、上記医政局長通知の要件を満たした看護職員の研修となります。本年度は今回のみの実施となっております。また、本県主催の同等の研修の実施予定はありませんので、介護職員によるたんの吸引等の実施を予定されている施設にあっては、研修への参加について御検討いただきたいと思います。

なお、既に参加申込みをされている施設も多々あることと存じますが、全ての特別養護老人ホームに周知するため、改めて県からもお知らせしておりますので御了承ください。

記

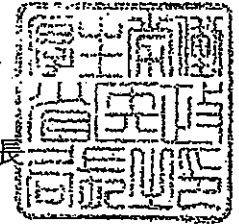
- 1 研修会日時  
平成22年10月27日(水)～28日(木) 9時30分～16時30分
- 2 研修会場  
岡山県生涯学習センター 2階大研修室(岡山市北区伊島町3-1-1)
- 3 参加対象者  
県内特別養護老人ホームの看護職員 定員150人(原則、各施設1名)
- 4 申込み・問い合わせ先  
岡山県老人福祉施設協議会  
(岡山県社会福祉協議会 福祉経営支援部内 担当:小武守)  
Tel 086-226-3529 Fax 086-226-3557  
申込期限 平成22年9月30日(木)



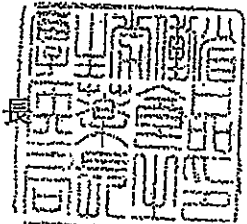
医政発 0917 第 2 号  
 薬食発 0917 第 5 号  
 老発 0917 第 1 号  
 平成 22 年 9 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

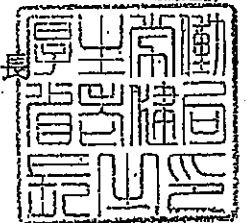
厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



厚生労働省老健局長



医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための  
 ガイドラインの一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日医政発第 1224001 号・薬食発第 1224002 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、医療関係事業者における個人情報の取扱いについて不適切な事例が見受けられること等から、ガイドラインの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

記



## 1 ガイドラインの一部改正について

ガイドラインについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

## 2 改正の概要

- (1) 保有個人データの開示等の求めについて、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、医療・介護関係事業者において、開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること、及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切であることを明示すること。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

## ○ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の改正事項

(下線部分が改正箇所)

該当箇所	改正前	改正後
Ⅲ 1. (2) ④	国等が実施する、 <u>統計報告調整法の規定に基づく統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）及び統計法第8条の規定に基づく指定統計以外の統計調査（いわゆる届出統計調査）</u> に協力する場合	統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力する場合
Ⅲ 5. (2) ④	国等が実施する、 <u>統計報告調整法の規定に基づく統計報告の徴集（いわゆる承認統計調査）及び統計法第8条の規定に基づく指定統計以外の統計調査（いわゆる届出統計調査）</u> に協力する場合	統計法第2条第7項の規定に定める一般統計調査に協力する場合
Ⅲ 5. (3) ③	医療機関等が、労働安全衛生法第66条、健康保険法第150条、国民健康保険法第82条又は老人保健法第20条により、 <u>事業者、保険者又は市町村</u> が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを委託元である当該事業者、保険者又は市町村に対して提供することについて、本人の同意が得られていると考えられる。	医療機関等が、労働安全衛生法第66条、健康保険法第150条、国民健康保険法第82条又は <u>高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条若しくは第125条</u> により、 <u>事業者又は保険者</u> が行う健康診断等を受託した場合、その結果である労働者等の個人データを委託元である当該事業者又は保険者に対して提供することについて、本人の同意が得られていると考えられる。
Ⅲ 9. (2)	開示等の求めの方法は書面によることが望ましいが、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、 <u>開示等を求める理由を要求することは不適切である。</u>	開示等の求めの方法は書面によることが望ましいが、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、 <u>開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。</u>
別表1	4 衛生検査所 ・委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳【臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第15項、第12条の3】	4 衛生検査所 ・委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳【臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第15号、第12条の3】
別表1	5 指定訪問看護事業者 ・訪問看護計画書【指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項】	5 指定訪問看護事業者 ・訪問看護計画書【指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項】
別表1	5 指定訪問看護事業者	5 指定訪問看護事業者

	・訪問看護報告書【 <u>指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第3項</u> 】	・訪問看護報告書【 <u>指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第3項</u> 】
別表1	5 指定居宅管理指導事業者 ・診療記録【 <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第89条第1項第7号、第2項第4号</u> 】	5 指定居宅管理指導事業者 ・診療記録【 <u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第89条第1項第7号、第2項第4号、第3項第3号</u> 】
別表1	16 指定介護予防居宅管理指導事業者 ・診療記録【 <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第95条第1項第7号、第2項第4号</u> 】	16 指定介護予防居宅管理指導事業者 ・診療記録【 <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第95条第1項第7号、第2項第4号、第3項第3号</u> 】
別表1	21 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者 ・身体的拘束等に係る記録【 <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第239条第2項</u> 】	21 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者 ・身体的拘束等に係る記録【 <u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第239条第2号</u> 】
別表1	34 指定介護老人福祉施設 ・施設サービス計画【 <u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条</u> 】	34 指定介護老人福祉施設 ・施設サービス計画【 <u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条第5項</u> 】
別表1	35 特別養護老人ホーム ・入所者の処遇に関する計画【 <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第14条</u> 】	35 特別養護老人ホーム ・入所者の処遇に関する計画【 <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第14条第1項</u> 】
別表1	35 特別養護老人ホーム ・苦情の内容等の記録【 <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第29条</u> 】	35 特別養護老人ホーム ・苦情の内容等の記録【 <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第29条第2項</u> 】
別表1	37 指定介護療養型医療施設 ・モニタリングの結果の記録【 <u>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条第10項第2項</u> 】	37 指定介護療養型医療施設 ・モニタリングの結果の記録【 <u>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条第10項第2号</u> 】
別表3	・特定生物由来製品の製造承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う、当該製品を使用する患者の記録の提供（薬事法第68条の9）	・特定生物由来製品の製造販売承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う、当該製品を使用する患者の記録の提供（薬事法第68条の9）

①介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期 入所生活介護事業所 指定(更新)申請 (変更届)書類	〔一覧表番号〕	新規 指定 申請	指定 更新 申請	変 更 届				
				事項番号 変更 事項	(1) 事業所 (施設) の名称	(2) 事業所 (施設) の所在地(開設 場所)	(3) 申請者 (開設者) の名称	
指定・許可(更新)申請書(様式第1号(第2条関係))	1	○	○					
変更届出書(様式第3号(第4条関係))					○	○	○	
添 付 書 類	付表14 介護老人福祉施設の指定に係る記載事項	2	○	○		○	○	
	付表8-2 短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設事業所型用)	2	○	○		○	○	
	申請者(開設者)の定款、条例又は指定管理協定書	3	○	▼		○	△	○
	社会福祉法人の登記事項証明書	3	○	▼		○	△	○
	特別養護老人ホームの設置認可証の写し	6	○	▼				
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)	7	○	○				
	組織体制図	7	○	○				
	資格証等の写し	8	○	○				
	配置医師の契約書の写し	11	○	▼				
	管理者の経歴書(参考様式2)(資格証等を含む)	12	○	▼				
	介護支援専門員一覧表(参考様式10)	15	○	○				
	事業所・施設の位置図	16	○	▼			○	
	事業所・施設の平面図(参考様式3)	17	○	○			△	
	写真(※工事中は不可)	17	○	▼			△	
	居室面積等一覧表(参考様式4)	18	○	○			△	
	設備・備品等一覧表(参考様式5)	19	○	▼			△	
	併設する施設の概要	20	○	▼			△	
	施設を共用する場合の利用計画	21	○	▼			△	
	運営規程	22	○	▼		○	○	
	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要(参考様式6)	23	○	▼				
	当該申請に係る資産の状況	25	○	▼				
	協力病院・医療機関(歯科医療機関)との契約の内容	26	○	▼				
	施設内診療所の開設許可証の写し	27	○	▼			△	
	当該申請に係る誓約書(参考様式9-1)	30	○	○				
	役員名簿(参考様式9-2)	30	○	○				
	建築物関連法令協議記録報告書(参考様式)	31	○	▼			○	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)			○					
指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書			○					
指定・許可(更新)申請に係る自己点検表		○	○					

注1)更新の▼は、既に提出(指定申請、更新申請、変更届)している事項に変更がないときは、省略することができます。ただし、変  
注2)変更は、該当する変更事項が複数の場合があります。また、△は、届け出る変更に伴って変更がある場合は添付が必要で  
注3)指定申請については、申請書類を県民局へ提出してから、概ね1ヶ月の審査期間を要します。当月末日までに申請した場合、

変 更 届

(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(11)	(12)	(15)	(18)	(19)	(20)
主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日住所及び職名	定款、寄附行為等及び条例等(当該事業に関するものに限る。)	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	設備又は備品	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(並びに経歴)	運営規程	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別)	併設施設の状況	役員の氏名、生年月日及び住所	介護専門員の氏名及びその登録番号
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			△	△	○	△		○			△
			△	△	○	△	○	○	△		
○		○									
○	○	○									
			▽	▽	○	▽					○
			▽	▽		▽					
			▽	▽		▽					○
					○						
											○
			○	△							
			○								
			○	○							
			△	○							
								○	○		
			△					△	△		
						○					
							○				
			△	△							
	△				△					△	
										○	
			△								

更届が必要な事項は、指定更新時に変更届が未提出の場合、併せて変更届の提出が必要です。  
 ず。▽は利用定員増の場合は必須です。  
 書類に不備等がなければ翌々月1日から事業を開始することができます。

①(介護予防)短期 入所生活介護事業所 (単独又は特別養護老人 ホーム以外の併設事業所) 指定(更新)申請 (変更届)書類	【一 覧表 番号】	新規 指定 申請	指定 更新 申請	変 更 届		
				変更番号	(1)	(2)
				変 更 項	事業所 (施設)の 名称	事業所 (施設)の 所在地 (開設場 所)
指定・許可(更新)申請書(様式第1号(第2条関係))	1	○	○			
変更届出書(様式第3号(第4条関係))					○	○
付表8-1(単独)、8-3(特養以外の併設)	2	○	○		○	○
申請者(開設者)の定款、条例又は指定管理 協定書	3	○	▼		○	△
法人の登記事項証明書	3	○	▼		○	△
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1)	7	○	○			
組織体制図	7	○	○			
資格証等の写し	8	○	○			
配置医師の契約書の写し	11	○	▼			
管理者の経歴書(参考様式2) (資格証等を含む)	12	○	▼			
事業所・施設の位置図	16	○	▼			○
事業所・施設の平面図(参考様式3)	17	○	○			△
写真(※工事中は不可)	17	○	▼			△
居室面積等一覧表(参考様式4)	18	○	○			△
設備・備品等一覧表(参考様式5)	19	○	▼			△
施設を共用する場合の利用計画	21	○	▼			△
運営規程	22	○	▼		○	○
利用者からの苦情を処理するために講ずる措 置の概要(参考様式6)	23	○	▼			
当該申請に係る資産の状況	25	○	▼			
協力医療機関(歯科医療機関)との契約の内 容	26	○	▼			
当該申請に係る誓約書(参考様式9-1)	30	○	○			
役員名簿(参考様式9-2)	30	○	○			
建築物関連法令協議記録報告書(参考様式)	31	○	▼			○
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)			○			
指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書			○			
指定・許可(更新)申請に係る自己点検表		○	○			

注1)更新の▼は、既に提出(指定申請、更新申請、変更届)している事項に変更がないときは、省略することができます。  
注2)変更は、該当する変更事項が複数の場合があります。また、△は届け出る変更が付随して変更がある場合は添付が  
注3)指定申請については、申請書類を県民局へ提出してから、概ね1ヶ月の審査期間を要します。当月末日までに申請し



変 更 届

(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(11)	(12)	(19)
申請者 (開設者) の名称	主たる 事務所の 所在地	代表者 の氏名 生年月日 住所及び 職名	定款、寄附 行為等及び 条例等 (当該事業 に関するもの に限る。)	事業所 (施設)の 建物の 構造、 専用区画 等	設備又は 備品	事業所(施設) の管理者の氏名、 生年月日及び 住所(並びに 経歴)	運営規程	協力医療 機関(病院)・協力 歯科医療 機関	役員の 氏名、 生年月日 及び住所
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				△	△	○	△	○	
○	○		○						
○	○	○	○						
				▽	▽	○	▽		
				▽	▽		▽		
				▽	▽		▽		
						○			
				○	△				
				○					
				○	○				
				△	○				
				△					
							○		
								○	
		△				△			△
									○
				△					

ただし、変更届が必要な事項は、指定更新時に変更届が未提出の場合、併せて変更届の提出が必要です。  
 必要です。▽は利用定員増の場合は必須です。  
 た場合、書類に不備等がなければ翌々月1日から事業を開始することが出来ます。

指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書

岡山県知事 石井 正弘 殿

申告者 法人所在地

法人名及び代表者職氏名

印

介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所生活介護事業所である指定更新申請に際し、次の書類については、既に知事に提出している事項に変更がないため、書類の添付を省略することを申告します。

なお、下記①から⑭まで(④、⑥、⑦及び⑩を除く)の書類については、既に知事に提出している事項に変更が生じていたにもかかわらず書類の添付を省略していた場合は、介護保険法第77条第1項第8号、第92条第1項第9号及び第115条の9第1項第8号の規定に該当し、指定の取消し等の行政処分の対象となる場合もあることを承知しています。

記

Table with 2 columns: 書類名 (Document Name) and 添付の有無 ※1 (Attachment Status ※1). Rows list items 1 through 16, including application forms, registration certificates, photos, contracts, and facility plans.

※1 添付の有無欄には、書類を添付する場合は「○」、添付を省略する場合は「×」を記入すること。
※2 ③、④、⑫及び⑬以外の書類で変更がある場合で変更届が未提出の場合は、変更届(様式第3号)も併せて提出すること。
※3 ⑯の書類は、平成20年7月以降に開設・移転・増改築等を行った施設・事業所について対象とする。

平成 年 月 日

### 指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書

岡山県知事 石井 正弘 殿

申告者 法人所在地

法人名及び代表者職氏名

印

(介護予防)短期入所生活介護事業所である  
の指定更新申請に際し、次の書類については、既に知事に提出している事項に変更がないため、書類の添付を省略することを申告します。

なお、下記①から⑫まで(③、⑤、⑥及び⑧を除く)の書類については、既に知事に提出している事項に変更が生じていたにもかかわらず書類の添付を省略していた場合は、介護保険法第77条第1項第8号及び第115条の9第1項第8号の規定に該当し、指定の取消し等の行政処分の対象となる場合もあることを承知しています。

#### 記

書 類 名	添付の有無 ※1
①申請者(開設者)の定款、条例又は指定管理者協定書	
②法人の登記事項証明書	
③配置医師の契約書の写し ※2	
④管理者の経歴書(参考様式2)(資格証等を含む)	
⑤事業所・施設の位置図	
⑥写真	
⑦設備・備品等一覧表(参考様式5)	
⑧施設を共用する場合の利用計画	
⑨運営規程	
⑩利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6) ※2	
⑪当該申請に係る資産の状況 ※2	
⑫協力医療機関(歯科医療機関)との契約の内容	
⑬建築物関連法令協議記録報告書 ※3	

※1 添付の有無欄には、書類を添付する場合は「○」、添付を省略する場合は「×」を記入すること。

※2 ③、⑩及び⑪以外の書類で変更がある場合で変更届が未提出の場合は、変更届(様式第3号)も併せて提出すること。なお、変更届を併せて提出した場合、指定更新申請書への当該書類の添付は省略して差し支えない。

※3 ⑬の書類は、平成20年7月以降に開設・移転・増改築等を行った施設・事業所について対象とする。

変 更 届 出 書

年 月 日

岡山県知事 殿

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)



指定居宅サービス事業者 (指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) について、指定 (許可) に係る事項を変更したので、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条第1項 (第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条、第115条の5第1項) の規定により届け出ます。

		介護保険事業所番号	3	3						
指定 (許可) 事項を変更した事業所 (施設)		名称 ----- 所在地 (開設場所)								
居宅サービス等の種類										
変更事項		変更の内容								
1	事業所 (施設) の名称	(変更前)								
2	事業所 (施設) の所在地 (開設場所)									
3	申請者 (開設者) の名称									
4	主たる事務所の所在地									
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名									
6	定款、寄附行為等及び条例等 (当該事業に関するものに限る。)									
7	事業所 (施設) の建物の構造、専用区画等									
8	設備又は備品									
9	事業所 (施設) の管理者の氏名、生年月日及び住所 (並びに経歴) (介護老人保健施設を除く。)									
10	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴									
11	運営規程	(変更後)								
12	協力医療機関 (病院) ・協力歯科医療機関									
13	事業所の種別									
14	提供する居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導) の種類									
15	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別)									
16	入院患者又は入所者の定員									
17	福祉用具の保管及び消毒方法 (委託等をしている場合にあっては、委託等の契約の内容)									
18	併設施設の状況									
19	役員の氏名、生年月日及び住所									
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号									
変 更 年 月 日		年 月 日								

備考 1 「変更事項」欄は、該当する項目番号に「○」を付してください。  
 2 変更内容が確認できる書類を添付してください。

廃止（休止）届出書

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

印

指定居宅サービス（指定居宅介護支援、指定介護予防サービス）の事業（介護老人保健施設）を廃止（休止）するので、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（第82条第2項、第99条第2項、第115条の5第2項）の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号	3	3								
廃止（休止）する事業所 （施設）	名称									
	所在地									
廃止、休止の別	廃 止 ・ 休 止									
廃止（休止）する事業の種類										
廃止（休止）する年月日	年 月 日									
廃止（休止）する理由										
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置										
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日									

- 備考 1 廃止し、又は休止する日の1月前までに届け出てください。  
 2 「休止予定期間」欄は、事業又は施設を休止する場合に記載してください。

指定居宅サービス事業者  
 指定居宅介護支援事業者  
 介護保険施設  
 指定介護予防サービス事業者

指定・許可(更新)申請書

受付番号

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印

指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)の指定・許可(の更新)を受けたいので、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文(第46条第1項、第48条第1項第1号、第48条第1項第3号、第53条第1項本文、(第115条の11において準用する同法)第70条の2第1項、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条第1項、94条の2第1項、第107条の2第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号

申請者	フリガナ						
	氏名(名称)						
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - ) 都道府県 郡市区					
	申請者連絡先	電話番号			FAX番号		
	法人の種類別			法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日	
申請する事業所等	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道府県 郡市区					
	フリガナ 名称						
	所在地又は開設の場所	(郵便番号 - ) 岡山県 市郡					
申請する事業・施設の種類	連絡先	代表電話番号			FAX番号		
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定・許可申請をする事業等の事業開始(開設)予定年月日	現に指定・許可(更新)を受けている事業等 指定・許可(更新)年月日 有効期間満了日		備考	
	居宅サービス事業者	訪問介護					
		訪問入浴介護					
		訪問看護					
		訪問リハビリテーション					
		居宅療養管理指導					
		通所介護					
		通所リハビリテーション					
		短期入所生活介護					
		短期入所療養介護					
		特定施設入居者生活介護					
	福祉用具貸与						
	特定福祉用具販売						
	施設	居宅介護支援事業者					
介護老人福祉施設							
介護老人保健施設							
介護予防サービス事業者	介護療養型医療施設						
	介護予防訪問介護						
	介護予防訪問入浴介護						
	介護予防訪問看護						
	介護予防訪問リハビリテーション						
	介護予防居宅療養管理指導						
	介護予防通所介護						
	介護予防通所リハビリテーション						
	介護予防短期入所生活介護						
	介護予防短期入所療養介護						
	介護予防特定施設入居者生活介護						
	介護予防福祉用具貸与						
特定介護予防福祉用具販売							
介護保険事業所番号	3	3			+64+	医療機関コード等	

- 備考
- 1 「受付番号」及び「事業所所在地市町村番号」欄は、記載しないでください。
  - 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
  - 3 「代表者の職名・氏名・生年月日」及び「代表者の住所」欄は、申請者が法人である場合に記載してください。
  - 4 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 5 「実施事業」欄は、今回申請する事業又は施設に該当する欄には「◎」、現に指定等を受けている事業又は施設に該当する欄には「○」を記載してください。なお、今回の申請に伴って、介護保険法（第115条の11において準用する同法）第72条第1項の規定により、指定があったものとみなされる事業については、当該欄に「みなし」と記載してください。
  - 6 「指定・許可申請をする事業等の事業開始（開設）予定年月日」欄は、該当する欄に指定・許可申請に係る事業等の開始（開設）予定年月日を記載してください。（更新の申請をする場合は、記載しないこと。）
  - 7 「現に指定・許可（更新）を受けている事業等」の「指定・許可（更新）年月日」欄は、介護保険法に基づく指定事業者又は介護保険施設として指定・許可（更新）された年月日（介護保険法第71条又は（第115条の11において準用する同法）第72条第1項の規定により指定があったものとみなされた事業は保険医療機関等の指定（更新）を受けた年月日、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第4条、第5条、第7条又は第8条の規定により指定・許可があったものとみなされた事業については「12. 4. 1」）を記載してください。
  - 8 「現に指定・許可（更新）を受けている事業等」の「有効期間満了日」欄は、更新の申請に係る事業等について現に受けている指定・許可（更新）の有効期間の満了の日を記載してください。（指定・許可の申請をする場合は、記載しないこと。）
  - 9 「介護保険事業所番号」欄は、現に指定等を受けている場合に記載してください。
  - 10 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして現に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する介護予防サービスの更新手続きについて

- 1 対象サービス
- ・介護予防訪問介護
  - ・介護予防訪問入浴介護
  - ・介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）
  - ・介護予防通所介護
  - ・介護予防短期入所生活介護
  - ・介護予防特定施設入居者生活介護
  - ・介護予防福祉用具貸与、
  - ・特定介護予防福祉用具販売

- 2 更新申請手続きについて
- (1) 居宅サービスと介護予防サービスとも平成24年3月31日に有効期限満了を迎える場合（介護予防サービスのみ指定を受けている場合を含む）（従来どおりの更新手続き）  
各サービスの「申請・届出の手引き」に記載のとおり、居宅サービス及び介護予防サービスの申請書類等を更新月の前々月末日（今回の場合平成24年2月29日（水））までに事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。

居宅サービス及び介護予防サービスの指定有効期限	指定更新日	更新お知らせ	申請書提出期限
H24.3.31	H24.4.1	H23.12末頃	H24.2.29

- (2) 介護予防サービスは平成24年3月31日に有効期間満了するが、居宅サービスの有効期間満了日は平成24年3月31日以外の場合（今回、新設した更新手続き）
- ① 居宅サービスの有効期限満了日が平成24年4月1日以降の場合（平成23年度の特例）  
県から『申請すべき月』の前々月末日を目途に、介護予防の更新についての「お知らせ」を各事業所等に送付するので、事業者は「お知らせ」で指定した期日までに介護予防に係る申請書類を事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。  
（注）『申請すべき月』は県が新たに夏以降設定するものなので留意してください。  
（例）介護予防サービスの更新申請書の『申請すべき月』の申請切日が平成24年12月28日の場合、介護予防サービスの更新申請の「お知らせ」は、平成24年10月末日頃送付することとなる。

介護予防サービスの指定有効期限	指定更新日	更新お知らせ	申請書提出期限
H24.3.31	H24.4.1	H23.7月末～11月末に送付を予定	H23.9月末～H24.1月末を予定

- ② 居宅サービスの有効期限満了日が平成24年3月30日以前の場合（例：居宅サービスが平成23年7月31日満了、介護予防サービスが平成24年3月31日満了の場合）
- (i) 居宅サービスの更新について  
各サービスの「申請・届出の手引き」に記載のとおり、居宅サービスに係る申請書類等を更新月の前々月末日（例で示したケースでは、平成23年6月30日までに事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。
- (ii) 介護予防サービスの更新について  
県から『申請すべき月』の前々月末日を目途に、介護予防の更新についての「お



知らせ」を各事業所等に送付するので、指定した期日までに介護予防に係る申請書類を事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。

(注)『申請すべき月』は県が新たに夏以降設定するものなので留意してください。

【※特例】ただし、次のi)～iv)の条件を満たす場合、居宅サービスの有効期間満了日と介護予防サービス有効期間満了日を同一日にすることを可能とします。

- i) 居宅サービスと介護予防サービスを同一の事業所において一体的に実施していること。
- ii) 当該手続きは事業者の希望により行うものであり、居宅サービスの更新申請と同時にを行うこと
- iii) 介護予防サービスを居宅サービスの指定有効期間満了日で廃止する旨の届出(様式第4号)を行うこと。
- iv) 居宅サービスに係る申請書類一式に加え、介護予防サービスに係る指定・許可申請書(様式第1号)に介護給付費算定に係る体制等の届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、介護保険法第115条の2第2項各号に該当しない旨の誓約書(参考様式9-1-2)及び介護予防サービスの更新申請時に添付を求められているもののうち居宅サービスの更新申請に添付したもの以外を添付すること。
- v) この手続きは、介護予防サービスの廃止及び新規指定となるが、介護予防サービスの更新時期を居宅サービスの更新時期に合わせることを目的におこなう事務処理であるため、介護給付費等算定等に何ら影響を与えません。

居宅サービスの指定有効期限	更新お知らせ	申請書提出期限	指定更新日	介護予防サービスの指定有効期限	更新お知らせ	申請書提出期限	指定更新日
(例示) H23. 7. 31	(例示) H23. 4末	(例示) H23. 6. 30	(例示) H23. 8. 1	H24. 3. 31	H23. 7月末 ～11月末 に送付を 予定	H23. 9月末～ H24. 1月末を 予定	H24. 4. 1

### 3. その他

#### (1) 指定更新のお知らせについて

お知らせは、県に届け出している事業所(又は事業者)所在地へお送りしますが、県への事業所等の移転の届け出を行っていない場合等の事情により、届かない場合もあります。この場合でも、更新の手続きを行わないと有効期間の満了により指定の効力を失うこととなるので各事業者において十分留意のこと。

#### (2) 指定更新通知等について

- ① 居宅サービスの有効期間満了日と介護予防サービス有効期間満了日を同一日にする場合(上記特例適用)は、居宅サービスに係る指定更新通知、介護予防サービスに係る廃止届出受理通知及び指定通知を居宅サービスの有効期間満了日の属する月に送付する。
- ② その他の場合については、平成24年3月末に介護予防サービスに係る指定更新通知を送付する。

#### (3) みなし事業所の取扱い

次の事業については、原則として、本体施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)の更新手続きを行うことで介護予防サービスのみなし指定がされる。その手続き等については、各サービスの集団指導資料等で確認のこと。

【対象サービス】

介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設)、介護予防短期入所療養介護

#### (4) 地域密着型介護予防サービスについて

市町村が指定権限を有する地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援事業)の取扱いについては、指定を受けた市町村に確認されたい。

介護老人福祉施設

②体制届書類

介護老人福祉施設・  
(介護予防)短期入所  
生活介護事業所  
(特養併設型)

施設等の区分	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	無身体拘束廃止取組の有	日常生活継続支援加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	準ユニットケア体制	個別機能訓練体制	若年性認知症入所者受入加算	常勤専従医師配置	精神科医師定期的療養指導	障害者生活支援体制	栄養マネジメント体制
--------	----------	---------------	----------	-------------	------------	--------	----------	-----------	----------	---------------	----------	--------------	-----------	------------

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <指定事業者用>(別添届出書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5)														
平面図(別紙6)	○			○				○						
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)		○	○	○			○	○	○		○	○	○	○
資格証等の写し			△				○		○		○	○	△	○
緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書(別紙9-2)														
看護体制加算に係る届出書(別紙9-3)							○							
看取り介護体制に係る届出書(別紙9-4)														
栄養マネジメントに関する届出書(別紙11)														○
サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-6)					○									
サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書(別紙12-6付表1又は付表2)					○									
車検証の写し及び車両の写真														

- 注1)「資格証等の写し」欄の△は、資格を要する者に係る場合以外は不要です。  
 注2)従業員の勤務体制及び勤務形態一覧(別紙7)及び資格証等の写しは、届け出る体制に該当する職種のみで可能です。  
 注3)既に「体制等届出」で届け出ている加算や割引の体制を変更する場合は、改めて、算定を開始する予定月の前月15日または状況一覧表」及び添付書類を、事業所の所在地を所管する県民局健康福祉部健康福祉課へ1部提出してください。  
 注4)指定申請時に同時に体制届を提出する場合、平面図(別紙6)、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧(別紙7)並びに資

						(介護予防)短期入所生活介護														
療養食加算	看取り介護体制	在宅・入所相互利用体制	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	割引	施設等の区分	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算の状況	ユニットケア体制	機能訓練指導体制	看護体制加算	夜勤職員配置加算	若年性認知症利用者受入加算	送迎体制	療養食加算	緊急受入体制	加算(併設型)	サービス提供体制強化加算(空床型)	割引	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					○															○
						○			○											
	○						○	○	○	○	○	○								
	○							△		○	○									
											○					○				
	○																			
																		○	○	
																		○	○	
														○						

でに(加算が算定されなくなる場合は速やかに)「介護給付に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制格証等の写しは、指定申請書添付のものと同ーであれば省略が可能です。

②体制届書類 (介護予防)短期入所生活介護事業所 (単独型又は特養以外の併設型)	(介護予防)短期入所生活介護														
	施設等の区分	夜間勤務条件基準	状況	職員の欠員による減算の	ユニットケア体制	機能訓練指導体制	看護体制加算	夜勤職員配置加算	加算	若年性認知症利用者受入	送迎体制	療養食加算	緊急受入体制	サービス提供体制強化加算 (単独型・併設型)	割引
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <指定事業者用>(別添届出書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
添付書類	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5)														○
	平面図(別紙6)	○			○										
	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙7)		○	○	○	○	○	○							
	資格証等の写し			△		○	○								
	緊急受入体制及び看護体制加算に係る届出書(別紙9-2)						○						○		
	サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙12-6)														○
	サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書(別紙12-6付表1又は付表2)														○
車検証の写し及び車両の写真										○					

注1)「資格証等の写し」欄の△は、資格を要する者に係る場合以外は不要です。

注2)従業員の勤務体制及び勤務形態一覧(別紙7)及び資格証等の写しは、届け出る体制に該当する職種のみで可能です。

注3)既に「体制等届出」で届け出ている加算や割引の体制を変更する場合は、改めて、算定を開始する予定月の前月15日までに(加算が算定されなくなる場合は速やかに)「介護給付に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び添付書類を、事業所の所在地を所管する県民局健康福祉部健康福祉課へ1部提出してください。

注4)指定申請時に同時に体制届を提出する場合、平面図(別紙6)、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧(別紙7)並びに資格証等の写しは、指定申請書添付のものと同じであれば省略が可能です。

サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書  
((介護予防)短期入所生活介護事業所・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)

1 事業所名	
2 異動区分	① 新規                      ② 変更                      ③ 終了
3 施設種別	① (介護予防)短期入所生活介護(単独型)      ② (介護予防)短期入所生活介護(併設型) ③ (介護予防)短期入所生活介護(空床利用型)      ④ 介護老人福祉施設 ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)                      ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)                      ④ 日常生活継続支援加算

○サービス提供体制強化加算に係る届出内容

5 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が50%以上	有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
6 常勤職員の状況	① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が75%以上	有・無
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人		
7 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の 総数(常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の 者の総数(常勤換算)	人		

○日常生活継続支援加算に係る届出内容

8 入所者の状況及び介護福祉士の状況 ※介護老人福祉施設のみ	入所者の状況		→ ①に占める②の割合が65%以上	有・無	
	① 入所者数	人			
	② ①のうち要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人			
	③ ①のうち日常生活自立度のランクⅢ,Ⅳ又はMに該当する者の数	人	→ ①に占める③の割合が60%以上	有・無	
介護福祉士の割合					
	介護福祉士数	常勤換算	人	→ 介護福祉士数:入所者数が1:6以上	有・無

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。  
備考2 介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載してください。

(別紙12-6付表1) サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書  
(前年度の実績が6月に満たない新規又は再開の施設・事業所用)

いずれかに○	介護老人福祉施設		(介護予防)短期入所生活介護
--------	----------	--	----------------

○サービス提供体制強化加算

1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)に関する事項

項目	算出月	常勤換算人数	前三月平均
介護職員の総数 (常勤換算)	3月前(H )		/
	前々月(H )		
	前月(H )		
	計		
うち介護福祉士の総数 (常勤換算)	3月前(H )		/
	前々月(H )		
	前月(H )		
	計		
割合			

50%以上の場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載

2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)に関する事項

項目	算出月	常勤換算人数	前三月平均
看護・介護職員の総数 (常勤換算)	3月前(H )		/
	前々月(H )		
	前月(H )		
	計		
うち常勤職員の総数 (常勤換算)	3月前(H )		/
	前々月(H )		
	前月(H )		
	計		
割合			

75%以上の場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載

3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)に関する事項

項目	算出月	サービスを直接提供する職員の職種					前三月平均
		生活相談員	介護職員	看護職員	機能訓練指導員	計	
サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	3月前(H )						/
	前々月(H )						
	前月(H )						
	計						
上記のうち、勤務年数 3年以上の者の総数 (常勤換算)	3月前(H )						/
	前々月(H )						
	前月(H )						
	計						
割合							

※ 勤続年数は算出月の前月末日時点で計算する。30%以上の場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載(サービス提供強化加算共通の注)

注 併設短期兼務の職員は、本体施設勤務分(空床型を含む)と短期勤務分を按分して各々に算入すること。

○日常生活継続支援加算(※介護老人福祉施設のみ)

項目	算出月	算出月末時点人数	前三月平均	割合
入所者数 (空床型を含む短期利用者は算入不可)	3月前(H )		/	
	前々月(H )			
	前月(H )			
	計			
上記入所者数のうち 要介護4又は要介護5の者の数	3月前(H )		/	
	前々月(H )			
	前月(H )			
	計			
上記入所者数のうち 日常生活自立度の ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者の数	3月前(H )		/	
	前々月(H )			
	前月(H )			
	計			
介護福祉士数 (常勤換算) (併設短期兼務の職員は空床型を除き 本体施設勤務分のみ算入可)	3月前(H )		/	前年度平均入所者数に対する必要な介護福祉士数
	前々月(H )			
	前月(H )			
	計			
前年度平均入所者数				

65%以上の場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載

60%以上の場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載

前三月平均の介護福祉士数が前年度平均入所者数に対する6:1以上の要件を満たす場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載

注 介護福祉士の員数を算出する際の入所者数は前年度平均入所者数を用いること。

(サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算の共通の注)

注1 割合は%で表すこと。(小数点以下切り捨て)

2 常勤換算は小数第2位を切り捨てること。

3 月の末日までに提出の体制届出(翌月算定分)は、提出の前月から過去3月について算出した平均を用いること。

4 介護福祉士については、算出月の前月末日時点で資格を取得していること。

5 加算算定に係る職員及び該当者の割合等については、届出月以降も所定の要件を満たすこと。

(別紙12-6付表2) サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する確認書  
(前年度の実績が6月以上ある施設・事業所用)

いずれかに○	介護老人福祉施設	(介護予防)短期入所生活介護
--------	----------	----------------

○サービス提供体制強化加算

1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)に関する事項

項目	前年度の算出月												前年度平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
介護職員の総数(常勤換算)													
うち介護福祉士の総数(常勤換算)													
割合													

50%以上の場合、前年度平均数を届出書(別紙12-6)へ記載

2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)に関する事項

項目	前年度の算出月												前年度平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
看護・介護職員の総数(常勤換算)													
うち常勤職員の総数(常勤換算)													
割合													

75%以上の場合、前年度平均数を届出書(別紙12-6)へ記載

3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)に関する事項

項目	サービスを直接提供する職員の職種	前年度の算出月												前年度平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)	生活相談員													/
	介護職員													
	看護職員													
	機能訓練指導員													
	計													
上記のうち、勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	生活相談員													/
	介護職員													
	看護職員													
	機能訓練指導員													
	計													
割合														

※ 勤続年数は算出月の前月末日時点で計算する。 30%以上の場合、前年度平均数を届出書(別紙12-6)へ記載(サービス提供強化加算共通の注)

注 併設短期兼務の職員は、本体施設勤務分(空床型を含む)と短期勤務分を按分して各々に算入すること。

○日常生活継続支援加算(※介護老人福祉施設のみ)

項目	算出月	算出月末時点人数	前三月平均	割合
入所者数 (空床型を含む短期利用者は算入不可)	3月前(H.....)		/	
	前々月(H.....)			
	前月(H.....)			
	計			
上記入所者数のうち要介護4又は要介護5の者の数	3月前(H.....)		/	65%以上の場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載
	前々月(H.....)			
	前月(H.....)			
	計			
上記入所者数のうち日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者の数	3月前(H.....)		/	60%以上の場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載
	前々月(H.....)			
	前月(H.....)			
	計			
介護福祉士数 (常勤換算) (併設短期兼務の職員は空床型を除き本体施設勤務分のみ算入可)	3月前(H.....)		/	前年度平均入所者数に対する必要な介護福祉士数を満たす場合、前三月平均数を届出書(別紙12-6)へ記載
	前々月(H.....)			
	前月(H.....)			
	計			
前年度平均入所者数				

注1 月の末日までに提出の体制届出(翌月算定分)は、提出の前月から過去3月について算出した平均を用いること。

2 介護福祉士の員数を算出する際の入所者数は前年度平均入所者数を用いること。

3 要介護度又は自立度ランクの該当者割合並びに介護福祉士数については届出月以降も所定の要件を満たすこと。

(サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算の共通の注)

注1 割合は%で表すこと。(小数点以下切り捨て)

2 常勤換算は小数第2位を切り捨てること。

3 介護福祉士については、算出月の前月末日時点で資格を取得していること。

